

各位

平成29年(2017年)10月

「国際ビジネス調停に関するセミナー」のご案内

別添のとおり、12月1日(金)の12時から、同志社大学において「国際ビジネス調停に関するセミナー」を開催しますので、ふるってご参加下さい。聴講は無料です。

【申込み】 下記のウェブサイトからお願いします(200名、先着順)。

<https://www.westlawjapan.com/event/seminar/171201.html>

なお、セミナーの終了後、同志社大学内の「フレンチ・レストラン ウィル」にて懇親会を行います。立食(フリードリンク)の形式で、実費(5000円)を当日徴収します。懇親会には、国際調停・国際仲裁の業務を行っている著名弁護士も多数参加します(75名、先着順)。セミナーと同様、上記のウェブサイトから申し込みください。

◆ 世界的調停人アントニオ・ピアッツァ氏の特別講演

セミナー(第1部)では、基調講演として、世界で最も著名な調停人、アントニオ・ピアッツァ氏から、国際ビジネス調停の実際についてご報告いただきます。ピアッツァ氏は、日本企業を当事者とする事案や世界的に著名な事案を含む多数の事案で調停人をつとめています。国際事件の経験豊富な手塚裕之弁護士・茂木鉄平弁護士との座談会形式で、ピアッツァ氏に国際調停の利点や意義についてお話しいただきます。

◆ 国際ビジネス紛争の解決方法としての調停の利点

セミナー(第2部)では、シンガポール国際商事裁判所の国際裁判官であり、仲裁人・調停人としても著名なアンセルモ・レイエス氏から、国際ビジネス紛争の解決方法として調停を利用する利点についてご報告いただきます。また、ライアン・ゴールドSTEIN米国弁護士から米国訴訟における調停の利用について、早川吉尚教授から東京仲裁と京都調停のコラボレーションについて、それぞれご報告いただきます。

◆ 「京都国際調停センター」: 友好的かつ迅速・安価な国際ビジネス紛争の解決の場を提供

セミナーでは、岡田春夫弁護士から、「公益社団法人 日本仲裁人協会」(JAA)が同志社大学内に設立する予定の「京都国際調停センター」についても紹介します。京都国際調停センターは、日本初の国際調停センターとして、日本企業に対して、友好的かつ安価で迅速な紛争解決の場を提供します。

【調停とは】

調停とは、簡単に言えば、「当事者の間に調停人が入り、合意に至るお手伝いをする」ことです。対立状態にある当事者間の直接の交渉では、感情的になつたり相互不信から、双方共に有為な情報を相手方に提供することに躊躇を覚えたりするため、解決策を見いだすことは非常に困難です。しかし、第三者である調停人が間に入ることにより、有意な情報や自らが拘っている点などを調停人に伝えることができるため、双方にとって利益となる解決策を見いだすことも可能となります。実際の国際調停は、1~2日程度で行われますが、この国際調停の手続内で合意に至る率(成功率)は、8割以上とされています。

国際ビジネス紛争の場合、国家の裁判所での「訴訟」は、自国民ではない当事者の一方にとって不利・不公平となります。また、国際的な枠組みがないため判決を外国で執行すること自体が非常に困難です。

そこで、国際ビジネス紛争の解決方法として、「仲裁」が主に利用されています(国際契約では仲裁条項を置くのが一般です)。仲裁は、民間人が裁判官(仲裁人)となって事件を判断するもので、いわば「私的な裁判」です。しかし、仲裁も、費用が高額となつたり、最終解決まで1年以上かかったり、相手方と敵対的な関係となるため、仲裁判断が出て相手方が任意に履行をしない(結局、再度、交渉をしなければならない)などの問題点があります。

最初から「調停」を利用すれば、迅速かつ安価に紛争の解決ができ、友好的な関係にある相手方も任意に履行を行うのが通常です。最近の例で言えば、東芝とウェスタン・デジタルとの間の紛争も、調停を用いていたならば、もっと容易に解決できていたかもしれません。

(問い合わせ先) 同志社大学 国際取引・国際法務研究センター 担当:高杉(たかすぎ)

電話:050-3563-9177 FAX:075-241-3909 電子メール:naoshi_takasugi@mac.com